

# 17. 学芸員資格取得について

平成16年度以降入学者用

## 1 学芸員の職務

博物館法に基づく博物館及び博物館相当施設において、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究と関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

## 2 学芸員の資格

学士の学位を有する者で、大学において文部省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものは、学芸員となる資格を有する。

## 3 博物館に関する科目

平成16年度以降入学生は、次の表に従って履修すること。

博物館法施行規則に定める科目		本学における授業科目		備 考	
科 目	単位数	授 業 科 目 名	必要単位数		
必修科目	博物館概論	2	博物館学 1	2	★博物館実習履修のための修得必要科目
	博物館資料論	2	博物館学 2	2	★博物館実習履修のための修得必要科目
	博物館経営論	1	博物館学 3	2	★博物館実習履修のための修得必要科目
	博物館情報論	1			
	教育学概論	1	<b>平成16, 17年度入学者</b> : 「教育学概説」「教育社会学」「教育法制論」「人権・同和教育B」のうちから1科目 <b>平成18～20年度入学者</b> : 「教育学概説」「人権・同和教育」のうちから1科目	2	いずれも教育学部開講科目 (時間割は別配付のプリント参照)
	生涯教育概論	1	<b>平成16, 17年度入学者</b> : 「社会教育概論」 <b>平成18, 19, 20年度入学者</b> : 「生涯学習社会論」	2	教育学部開講科目 (時間割は別配付のプリント参照)
	視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育メディア論	2	教育学部開講科目 (後期・水曜・1時限〈2年次〜〉) 平成16, 17年度入学者 : 講義番号 022817 平成18～20年度入学者 : 講義番号 026006
	博物館実習	3	博物館実習	3	・文学部人文学科，教育学部及び理学部の学生で本備考欄の“★博物館実習履修のための修得必要科目”を全て修得した者の中から40名が受講できる。40名を超える場合は，“★博物館実習履修のための修得必要科目”の合計10単位（平成20年度入学者にあつては合計12単位）の成績平均点により選抜する。 ・実習内容については，文学部専門教育科目シラバスを参照すること。 ・次頁（注）をよく確認すること。
	選択科目	文化史・美術史・考古学	人類学 日本史概説 1, 2 アジア史概説 1, 2 西洋史概説 1, 2 考古学概説 1, 2 文化人類学概説 1, 2 美術史概説 1, 2	6	左記のうちから <u>3科目6単位</u> を選択すること。  ★博物館実習履修のための修得必要科目 必要な科目数及び単位数： 平成16～19年度入学者：2科目4単位 平成20年度入学者：3科目6単位

(注) 博物館実習の履修手続について

博物館実習の履修を希望する学生は、上表備考欄の“★博物館実習履修のための修得必要科目”を全て修得した者とし、履修登録とは別に履修を希望する年度の4月に履修希望願を提出しなければならない。

履修希望願の提出期限については、毎年度掲示により指示する。

履修許可の認定は、文学部学芸員課程専門委員会において行い、その結果については掲示により通知する。

履修を許可された者は、その年度に「博物館実習」の履修登録を行わなければならない。